

# 医療DX推進体制整備加算 医療情報取得加算 に関する掲示

## 当院はオンライン資格確認において 以下の体制整備を行なっております



- ・オンライン請求を行なっております
- ・オンライン資格確認を行なう体制を有しております
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております
- ・電子処方箋の発行ができる体制を有しております
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です（令和7年9月30日までの経過措置）
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用についてお声がけ・ポスター掲示を行なっております
- ・医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行なうことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に基づき、  
下記の通り診療報酬点数を算定致します。



<b>医療情報取得加算</b>	初診時	1点（月に1回に限る）
	再診時	1点（3月に1回に限り算定）
<b>医療DX 推進体制整備加算2</b>	初診時	11点 （マイナンバーカードの利用率に応じて点数が変動するため請求点数が変わる可能性があります）

ご理解のほど、よろしくお願い致します。